

牛久市教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時 平成30年3月26日(月)午後3時00分
2. 場 所 市役所分庁舎 第2会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・後藤 雅宣・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子
4. 委員以外
の出席者 教育部長 川井 聡
次長 杉本 和也
次長 飯野 喜行
教育総務課 学校建設対策監 佐藤 孝司
教育総務課 課長 川真田 英行
指導課 課長 村松 美一
放課後対策課 課長 吉田 茂男
生涯学習課 課長 横瀬 幸子
スポーツ推進課 課長 齋藤 勇
国体推進課 課長 横田 武史
中央図書館 館長 関 達彦
教育総務課 課長補佐 富田 真幸
教育総務課 課長補佐 戸塚 美幸
教育総務課 課長補佐 高野 裕行
教育総務課 課長補佐 森田 明
指導課 課長補佐 山口 明
文化芸術課 課長 手賀 幸雄
文化芸術課 課長補佐 永沼 智子
スポーツ推進課 課長補佐 飯島 章友
指導課 指導主事 井口 典厚
5. 欠席者 生涯学習課 課長補佐 山越 義弘
国体推進課 課長補佐 高橋 頼輝
スポーツ推進課 課長補佐 飯島 美博
6. 会議録署名人 後藤 雅宣
7. 議 題 議案第12号 牛久市学校評議員の委嘱について
議案第13号 牛久市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
議案第14号 牛久第一中学校における学校運営協議会の設置について
議案第15号 牛久第一中学校学校運営協議会委員の任命について
議案第16号 牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について

- 議案第17号 下根中学校コミュニティスクール推進委員会委員の委嘱・任命について
- 議案第18号 牛久第三中学校コミュニティスクール推進委員会委員の委嘱・任命について
- 議案第19号 牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- 議案第20号 牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 議案第21号 うしく放課後カップ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則について
- 議案第22号 うしく土曜カップ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則について
- 議案第23号 牛久市教育委員会一般職非常勤職員任用管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第24号 牛久市教育委員会防犯カメラ設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 牛久市指定文化財の指定について
- 議案第26号 平成30年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 議案第27号 牛久市いじめ防止基本方針の改定について
- 議案第28号 牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第29号 牛久市教育委員会事務決済規程の一部を改正する訓令について
- 議案第30号 牛久市立学校衛生管理者等設置規則の制定について
- 議案第31号 牛久市青少年相談員規則の制定について
- 8. 報告事項 報告第9号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 報告第10号 牛久市教育支援委員会答申について

教育総務課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	<p>どこの学校も卒業式が終わりまして、先生も子供たちも涙というシーンがあって、1年間報われたという思いを持っている先生方が多いと思います。中学校などはそれぞれの進路も決まって次のスタートを切るという段階だと思います。先生方も内示が出ましたので、新しい学校づくりに向けてまた今計画をしているところでもあります。</p> <p>昨日はNHKののど自慢がありまして、生涯学習課、文化芸術課の皆さんには随分お手をかけました。これからまた4月には、文化遺産の結果が出ますが、いつごろ出るのでしょうか。</p>

教育総務課長	<p>4月末なんです、ちょっと遅れるのではないかと話が出ています。5月に入ってからはないかと思われれます。</p>
教育長	<p>そのことがあったり、武道館や学校建設があったりと、それぞれで大変なことがあるかと思いますが、またよろしくをお願いします。</p> <p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 後藤 雅宣 委員を指名する。</p>
教育長	<p>それでは、議案第12号「牛久市学校評議員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課	<p>議案第12号「牛久市学校評議員の委嘱について」ご説明させていただきます。例年この時期に、1年ごとですので、学校評議員の委嘱をさせていただいているんですが、来年度に向けては、小中学校については全てコミュニティスクールもしくはその準備会が開始されるということで、そちらにかわってくるということで、学校評議員の選出は行っておりません。したがって、幼稚園の2園についてのみの評議員の選出になります。</p> <p>第一幼稚園、第二幼稚園ということなんです、例年3名ずつということだったんですが、第二のほうは4名に増やしてきております。規定では5名まででございます。</p> <p>第一幼稚園が再任で石神良三さん、あと廣川千代子さん、新任で辻村理恵さん。推薦理由としては、石神良三さんが元幼稚園長、公立幼稚園の園長であったということと、小中学校の校長を経験ということで深い見識をお持ちのため、廣川千代子さんがPTA活動ということです。あと、辻村理恵さんも平成29年度のPTA会長ということです。</p> <p>第二幼稚園は4名になります。こちらは全員入れかえて新任になります。まず小路真弓さん、こちらは保幼小の連携ということを考えて上町ふれあい保育園の園長ということだそうです。石野雅昭さん、こちらは地域との連携を考えて、地区社協の代表ということです。山崎牧子さん、こちらは平成29年度PTA会長。八木橋晴美さん、こちらは平成29年度のPTA副会長ということで、新任4名を当ててきております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

	<p>議案第12号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第13号「牛久市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
スポーツ推進課長	<p>こちらの改正につきましては、従来小中を区別せず、土曜日については13時から17時までの開放時間となっておりますが、小学校、中学校が分離いたしまして、小学校につきましては朝9時から13時までの間を追加いたしまして、朝9時から17時までの間開放するようにいたしました。この開放時間の拡張に関する規則の改正でございます。実務上は放課後カップ塾とか育成会のドッジボール、それに使わない時間帯に一般のスポーツ団体に開放されるようになります。以上です。</p>
教育長	<p>土曜日の午前中を解放したということですよ。</p>
スポーツ推進課長	<p>はい。9時から13時までの間です。</p>
教育長	<p>事務局の説明が終わりましたが、質問等ありますでしょうか。</p>
芦田委員	<p>中学校が13時から22時までとなっているんですが、もちろん部活が優先ですよ。部活で使わない場合はということですか。</p>
スポーツ推進課長	<p>はい、そうなります。</p> <p>議案第13号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第14号「牛久第一中学校における学校運営協議会の設置について」、議案第15号「牛久第一中学校学校運営協議会委員の任命について」及び議案第16号「牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」、関連する議案ですので、事務局より一括して説明をお願いします。</p>

放課後対策課長	<p>議案第14号、第15号及び第16号は、牛久第一中学校における学校運営協議会の設置に関する事項についてであります。</p> <p>まず第14号ですが、牛久第一中学校における学校運営協議会の設置についてであります。牛久第一中学校におきましては、平成29年6月にコミュニティスクール推進委員会が立ち上がり、研修会も含め4回の会議が開催され、コミュニティスクールについての理解の促進と導入後の方向性についての協議がなされてきたところです。そのような中、3月15日に開催されました第4回会議におきまして、平成30年4月1日からのコミュニティスクール設置が合意され、今回学校長名で設置に関する申請が提出されましたので、教育委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>続きまして議案第15号ですが、議案第14号の学校運営協議会の設置に関しまして、委員の任命についてであります。4月1日からの設置に伴い、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間を任期とする委員の任命を行うものでありまして、学識経験者が3名、地域住民代表者7名、保護者代表3名、教職員3名の計16名の任命について、委員会の同意を求めるものであります。なお、教職員につきましては、年度切りかえに伴いまして4月1日付での人事異動が予想されるところでありますが、今回は本日26日現在でその職にある者についての任命をお願いしまして、4月1日付で変更があった場合にはその後任の者を充てさせていただくことを教育長の決裁で決定することを合わせてご了承いただきたいと思っております。</p> <p>さらに、議案第16号ですが、これは牛久第一中学校の学校運営協議会の設置に伴いまして、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則についてであります。</p> <p>第3条第1項第3号として、牛久第一中学校との記述を追加するものでありまして、これは学校運営協議会の設置が法律で努力義務化されたことに伴いまして、学校運営協議会が設置された場合には同規則上に明記することとしたので、第一中学校の学校運営協議会の設置に対しまして同規則の改正を行い、平成30年4月1日からの施行を行おうとするものです。</p> <p>以上、3点について委員会の同意を求めます。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>議案第14号、第15号、第16号についてご質問がありましたらお願いします。</p>
石井教育長職務代理者	<p>委員の中で、評議員からこちらに入られる方はいらっしゃいますか。</p>
教育長	<p>要するに、今いる学校評議員が全部やめられたのか、ここに別の形で入っているのかということなんですよ。</p>

放課後対策課長	平成29年度におきましては、コミュニティスクール推進委員会が立ち上がった時点で牛久一中は学校評議員を任命していませんので、学校評議員の役割を前回は推進委員会の委員が引き継いで行っておりまして、その人たちのほとんど、大部分の方が入っていただいているという状況でございます。
教育長	ということは、学校評議員が、名前が変わって入っているような状況ですか。
放課後対策課長	そうです。
教育長	学校運営協議会の予定が年間3回となっていますよね、5月と10月と2月と。これは、定期でやるのはこの3回ということですか。
放課後対策課長	<p>学校運営協議会の開催の回数につきましては、規則上の規定はございません。奥野の例でいきますと、5回ほど今年の場合開催いたしました。</p> <p>牛久一中につきましては、一旦はこの3回は必ずやりましょうということでももちろん協議されたのですが、議題の内容によりまして追加の開催は予定されていると思います。</p>
教育長	随時やってもいいということですね。
放課後対策課長	<p>随時やってもらいます。</p> <p>議案第14号、議案第15号、議案第16号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	続いて、議案第17号「下根中学校コミュニティスクール推進委員会委員の委嘱・任命について」及び議案第18号「牛久第三中学校コミュニティスクール推進委員会委員の委嘱・任命について」、関連する議案ですので、事務局より一括して説明をお願いします。
放課後対策課長	議案第17号は、下根中学校におけるコミュニティスクール導入の準備会があります推進委員会の立ち上げに際しての委員の委嘱・任命についてであります。下根中学校におきましては、学校長より推薦を受けた学識経験者1名、それから地域の代表の方が6名、保護者1名の計8名を委嘱するとともに、2名の教職員も任命をするものであります。なお、今回学校長より推薦をいただきました名簿の中には、保護者代表者と教職員代表者について、年度切りかえにあたりPTAの役員の交代や教職員の異動等がある関係上、追加でまた後日委嘱の任命をお願いしたいという学校長からの意向がありましたので、ちょっと人

<p>教育長</p>	<p>数が少なくなっております。ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>なお、名簿の訂正をお願いいたします。3番の根本勝様の役職等が、中根小地区社会教育協議会になっていますが、地区社会福祉協議会の誤りですので、訂正をお願いいたします。申しわけございません。</p> <p>続きまして、議案第18号ですが、こちらは牛久第三中学校におけるコミュニティスクール推進委員会の委員の委嘱・任命についてでありまして、同じく学校長より推薦を受けた地域の代表の方6名、保護者代表者2名の計8名を委嘱するとともに、3名の教職員を任命するものです。こちらも年度切りかえに当たり保護者及び教職員については流動的ではありますが、三中からは、一旦職を任命させていただいて、異動があった場合には変更をしたいという旨の意向がありましたので、ご理解を賜りたいと思います。</p> <p>なお、今回この2つの中学校における推進委員会の設置に伴いまして、全ての小中学校で学校運営協議会またはコミュニティスクール推進委員会の設置がなされたということになります。以上、よろしくをお願いいたします。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p> <p>なければ一つ質問ですが、下根中の推進委員には、ひたち野うしく小と中根小の地域学校コーディネーターって入っているんです。下根中のコーディネーターはいないんですか。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>今年度、平成29年度は、コーディネーターは基本的に小学校のコーディネーターということで委嘱をさせていただいております。</p> <p>だから、この後の議案になりますが、これらの方が、来年度またちょっと名前が変わって推進委員という名前になりますが、また委嘱を1年間お願いするわけですけれども、そのときには小学校に限らず中学校もあわせて委嘱というかお願いするような形の委嘱の仕方は、平成30年度は考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>そうすると、牛久三中のほうには毛塚さんという地域学校コーディネーターがいるんだけど、これはどういうことですか。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>毛塚さんは今牛久二小のコーディネーターです。だから、多分平成30年度、毛塚さんは三中のほうのコーディネーターもお願いするような今予定になっているのです。ちょっと書き方が統一されていません、申しわけありません。</p>
<p>教育長</p>	<p>牛久小のコーディネーターに入らないで、今二小のコーディネーターが上がってきているような形ですか。これは、全て学校からの推薦なんですね。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>とりあえず学校からの推薦という形でお願いしております。</p>

芦田委員	<p>そうなると、ちょっと戻るんですが、一中のほうの運営評議員には、岡田小のコーディネーターはどなたも入っていないんです。小学校、中学校の連携という意味では必要はないんでしょうか。そうすると、三中也牛久小のコーディネーターが入っていないんです。だから、その小学校、中学校の連携という意味ではいかがでしょうか。</p>
放課後対策課長	<p>今のご質問は、議案第15号のほうの、先ほどの一中の学校運営協議会の委員の件ですか。</p>
芦田委員	<p>議案第17号の三中のほうもですけど、要するに2つの小学校から1つの中学校に、複数の小学校から中学校がまとまる上で、各小学校のコーディネーターがこの中に入っておくという必要はないんでしょうか。</p>
放課後対策課長	<p>一応規則上はそういうものを委嘱することができるということになっているので、必ず入れなければいけないということにはなっておりません。ただ、学校運営協議会のほうは、やはり入れたほうが間違いない、もうコミュニティスクールになっておりますので、入れたほうがいいという考え方でおります。</p> <p>そういった中で、牛久一中の場合には五十嵐多恵さんが入っておりますが、その後の議案第20号でご説明させていただきますが、一応神谷小と一中のコーディネーターという、五十嵐さんは両方を兼ねるような形での委嘱というかお願いということになるものですから、五十嵐さんで一中担当という意味ではよろしいのかと思っております。</p> <p>あと、推進委員会のほうはまだ準備段階ですので、逆にまさにそういう意見もあるということを、推進委員会の中で事務局からもお伝えしながら、学校運営協議会の委員になるときはそういった視点での委員の選出をお願いしたいということで、周知徹底を図っていきたいと思っております。</p> <p>議案第17号、議案第18号について出席委員全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第19号「牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」、議案第20号「牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱について」、議案第21号「うしく放課後カップ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則について」及び議案第22号「うしく土曜カップ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則について」、関連する議案ですので、事務局より一括して説明をお願いします。</p>
放課後対策課長	<p>議案第19号から第22号は、牛久市地域学校協働活動推進員の設置及びそれに関連してのカップ塾の実施に関する規則の一部改正についてであります。</p>

まず議案第19号ですが、牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について説明させていただきます。地域全体で子供たちの成長を支え地域を創生するというので、地域学校協働活動を推進するために、平成29年3月に社会教育法が改正されまして、これまで、例えば牛久市でいう地域学校コーディネーターのような役割を果たす者を、地域学校協働活動推進員という名前で委嘱ができるという規定が整備されました。この改正を受けまして、平成30年度より、これまで地域学校コーディネーターという名前で委嘱していたものを、地域学校共同活動推進員として委嘱しようとするものであります。そのための要綱の制定になります。

主な内容につきましては、別紙の参考資料を基にご説明させていただきます。

まず、設置人数及び定数についてであります。第2条の規定によりまして、各小中学校の区域から4名以内で選出していただきまして、ただし書きとして、同一の推進員が複数の学区を担当できるものとしております。ということは、1人の方が小学校と中学校の両方を持っていただいても構わないというような規定にしております。

推進委員の人数については法的な規定があるものではありませんが、牛久市では地域学校コーディネーターとして委嘱していた今年度から、こういった業務に当たってはチームとして当たっていただくことの妥当性を認識しておりまして、学校ごとに複数の人員を委嘱しておりました。考え方の詳細につきましては、別添の地域学校協働活動推進員委嘱の考え方をご参照いただきたいと思います。なお、身分についてですが、市からの委嘱という形態をとっておりますが、公務員ではなくボランティアという扱いとなります。後ほど説明させていただきますとおり、その活動には報酬ではなくお礼としての謝金の支出を考えております。また、選任に際しては、学校長の推薦をいただき委嘱するような仕組みにしたいと考えております。

次に、職務内容ですが、地域学校協働活動の趣旨にのっとりまして、できる限り具体的内容を別記するような表現とし、8項目を挙げてございます。任期につきましては、年度ごとに最長1年としまして、再任を妨げないとしています。また、公務員ではありませんが、その職務の円滑な遂行に資するため、守秘義務の規定を設けております。

また、先ほどご説明しましたとおり、その活動に対しては謝礼の支払いを考えておりまして、要綱の中で、その支払い根拠となる条文として、予算の範囲内で必要な支出をすることができるというような規定としております。平成30年度の運用におきましては、平成29年度のコーディネーターと同額の時間当たり1,000円で、上限年額12万円での運用を予定しているところです。

なお、この要綱の制定に伴いまして、現在あります牛久市地域学校コーディネーター設置要綱は廃止とさせていただきますと思います。

続きまして、議案第20号ですが、その牛久市地域学校協働活動推進員の平成30年度における委嘱についてであります。今回、平成29年度に地域学校

コーディネーターとして委嘱させていただいております23名の方を、引き続き牛久市地域学校協働活動推進員としてお願いしようとするものであります。

なお、これまでの経過から、土曜カップ塾の企画及び運営に関する活動が中心だったため、小学校を担当する方を優先的にこの視点での選任を行ってまいりましたが、コミュニティスクールの導入促進が予定される平成30年度においては、ご本人の同意のもと、あわせて中学校を担当する委嘱の形態も複数予定しております。

続きまして、議案第21号ですが、うしく放課後カップ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則についてであります。

今回の改正は、うしく放課後カップ塾で子供たちの学習支援を行っていただいている放課後学習指導員等の活動に対しての謝金の支払いについて根拠規定の明文化を図るものでありまして、別に定める基準に基づき予算の範囲内で支出することができるという条文を追加するものです。なお、この規定により別に定める放課後学習指導員の謝金の基準は時間当たり1,200円ですが、この金額は平成29年度に運用しているものと同じであります。

また、コーディネーターにつきましては、規則の11条の中で置くことができるという規定がございまして、現在はこの規定は運用されておられません。コーディネート事業につきましては、放課後対策課に配属されている社会教育主事が務めておりますので実際には置いておりませんが、規定上置くことができるという条文になっておりますので、置いた場合にはという視点から謝金についての基準を設けるものです。

続きまして、議案第22号ですが、こちらはうしく土曜カップ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則についてであります。こちらの改正も議案第21号と同様の趣旨で、土曜カップ塾事業の実施を支援していただいている土曜教育サポーター、土曜教育推進員、土曜教育コーディネーターの活動に対する謝金の支払いについて、根拠規定の明文化を図るものです。

なお、この規定により別に定める謝金の基準は、これまで3年半の運用の中でものを参考に算出させていただいているものであります。

また、このうち土曜コーディネーターの職務というのが地域学校協働活動推進員の職務と一部重なるものがありまして、これは土曜カップ塾の実施と土曜教育コーディネーターの設置というのが平成26年度から行われまして、そもそも地域学校協働活動推進員の前身である地域学校コーディネーターの制度ができる前から行われていたことによるものです。

そこで、今回、先ほど提案させていただきました地域学校協働活動推進員が設置されるのを機会にこれの整備を行いまして、地域学校協働活動推進員は土曜教育コーディネーターを兼ねるものとしまして、土曜カップ塾の企画や運営に関する活動への謝金は土曜教育コーディネーターとして支払うということにするものであります。

ちょっと関連がございまして説明が長くなりましたが、以上の4件です。よ

教育長	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>一緒に4つは多くて、新しい言葉も多くてわからないので、一つ一ついきましょう。最初に第19号からいきましょう。牛久市地域学校協働活動推進員設置要綱というものですが、これは地域学校コーディネーターを地域学校協働活動推進員という名前に変えますということなんですか。</p>
放課後対策課長	<p>基本はそのとおりです。</p>
教育長	<p>それは上位法が変わったからということなんですか。</p>
放課後対策課長	<p>地域学校コーディネーターと呼ばれた、今年度はそれを制定した4月の段階で、その企画をしていた平成28年度の段階ではまだ上位法でそのような役職が決められておりませんでした。そういった中で、牛久市は平成29年度にそういうものを運用しました。</p> <p>それで、全国に同じような役割をするものが、ただのコーディネーターといたり、地域コーディネーターといたり、地域学校コーディネーターといたり、いろいろな役割があったんですが、今申し上げたとおり社会教育法の中でそういった役割をするものを地域学校協働活動推進員と呼ぶというような形に平成29年4月から変わっておりますので、それを受けて平成30年度からそういった運用にしたいというものであります。</p>
教育長	<p>ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>そうしたら、今後は地域学校コーディネーターという言葉は使わないということですね。</p>
放課後対策課長	<p>通称とか俗称としてはありますが、正式な委嘱状とか、正式な呼び方は地域学校協働活動推進員という名前にしたいということです。</p>
教育長	<p>私たちとしてはもう地域学校コーディネーターと言わずに地域学校協働活動推進員、こちらを使っていくということですね。そうすると、前のコミュニティスクールの委員の委嘱もコーディネーターの名前をずっと使っていますが、これはいいんですか。</p>
放課後対策課長	<p>一応、これは4月1日からの規則になるものですから、今日の段階では前の人事案件がみんなコーディネーターの名前になっていたと思います。</p>
教育長	<p>これは、名前が徐々に変わっていくわけですね。</p>

放課後対策課長	4月1日以降、コーディネーターはそのまま推進員に変わるということです。
後藤委員	参考までにちょっとお伺いしたいんですけども、第3条の職務の内容を見たときに、これまでの地域学校コーディネーターの活動に照らして推察したときに、謝金の上限が120時間、月平均10時間、これでこれらの活動っていうのは賄えたんですか。
放課後対策課長	<p>コーディネーター時代、ことしの活動ですが、この8つ、基本的にはコーディネーター時代にも同じものを列記してあるんですけども、先ほども申し上げたとおり、土曜カッパ塾の企画運営を今年までは中心にやっております、それ以外の業務はコミュニティスクールの立ち上げと同時に少しずつ行っている状態でありまして、月1万円分の活動をしているのは正直言ってまれでございます。</p> <p>それから、今の考え方としましては、これは一つ参考にしたのは民生委員という制度がありまして、あれは厚生労働省の委嘱なんですけれども、そちらがやはり報酬は出ません。逆に、報酬が出ないかわりに、市からは補助金という形でその活動の支援を、月1万3,000円を今定額で出しております。</p> <p>そういった中で、本来であればもしかしたら定額で出すべきなのかもしれませんが、民生委員に関してはもうその活動が社会的に認知されており、民生委員はそういう活動をするものだということをお覚悟の上で皆さんお受けになり、しかもその謝金の額についてもそういったものは社会的に大体了承を得ていると。そういった中で、将来的にこういう推進員の活動が社会的に認知されれば、定額でのやはりその程度の金額というものが妥当なのかとは思いますが、今の段階ではまだそこまで行っていないものですから、活動を促進したりとか、活動の実績に合わせて出すのが妥当ではないかということで、時給1,000円の、年額で12万円というのは月1万2,000円になりますが、そういった考え方でまずは運用しようという考え方でございます。</p>
教育長	次の議案第20号、牛久市地域学校協働活動推進員の委嘱については委嘱ですね。13校に委嘱しているわけですね。
芦田委員	13校ではないです。何か下根中とかがない。
教育長	これは今からでしょうか。
放課後対策課長	平成29年度は、先ほど申し上げましたように小学校のコーディネーターが委嘱された関係がございまして、順次中学校も委嘱していきたいと思っております。とりあえず4月のこの時点では、平成29年度の23名の方を引き続きお願いし、さらにその個人との話し合いというか、その中で中学校のほうもぜひやり

	<p>たいとか、やってもいいという方に対して中学校もお願いするというような委嘱の仕方をしてございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>この方々が学校と地域をつないでくれる方々になってくるということですか。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>なってくれることを期待してお願いしております。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかにはないでしょうか。それでは、議案第21号、うしく放課後カップ塾推進事業実施規則の一部を改正する規則については大丈夫でしょうか。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>この規則を改正するというよりは、この放課後の学習指導、放課後カップ塾についてが若干見えてこない。なので、放課後カップ塾について伺いたいのですが、実際各学校にこの指導員が何名程度いて、まずその方たちというのはどういう方法で見つけてくるのか。あと、この活動自体はこの地域学校協働活動の一環ではないんですか。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>一部にもなると思います。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>一部にもなりますよね。そうだとすると、その各学校に推進員が設置されているわけですから、コーディネーターの、その方たちへのこの放課後カップ塾の情報というのは、実際私が担当しているからなんですけれども、一切流れてこないで、そこを推進員がきちんと把握している必要はないのかということをお伺いしたいと思います。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>まずは、放課後カップ塾の中身というか実態なんですけれども、小中学校全て13校で今、夕方1時間半ほど実施されています。基本は4時から5時半という時間帯に、各学校3名程度の指導員の先生方が入っております。基本的には全て市内のボランティアの方で、放課後対策課が事務局となっておりますので、募集をかけまして、趣旨に賛同していただいて参加して下さっている方に、謝金を1時間当たり1,200円お支払いしているというのが実態です。実際には、AとBという学校、ダブっている方もいますので、60名強ほどの市民の方にお手伝いを願っているという状況です。</p> <p>それで、先ほど芦田委員からもありましたとおり、これも地域学校協働活動の一つになります。そういう意味で、規則上はコーディネーターという役職があり、そういった土曜カップ塾のコーディネートをお願いしているように、そういうものをお願いできるような趣旨でつくられているんですけれども、今現在のところ、うちの課に配属されている社会教育主事はその役割を担っておりますので、まだコーディネーター方にはそこまでお願いはしていないというのが</p>

<p>芦田委員</p>	<p>実態です。</p> <p>今後、やはり熟していけば、段々にそういうコーディネート機能を推進員の方をお願いしていければとは思いますが、方向性としてはそういう方向性だとは思いますが、急にですとやはりお仕事にもなりますので、まだ今のところは市のほうでやっているという状況とご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>よくわかりました。であれば、別に今委嘱しているコーディネーターにその仕事を任せるということではなく、いろいろ放課後カップ塾に対してのコーディネーターも随時見つけていくという方向で考えられているのであれば、なおさら今現在の推進員の方たちにも一応情報として、こういう活動を放課後カップ塾としてやっているんですという情報は周知しておいた方がいいのではないかと思います。同じ地域学校協働活動の一環でやっているわけですから。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>地域学校協働活動の一環であることには違ひないので、情報の共有化は努めていきたいと思ひます。</p>
<p>芦田委員</p>	<p>お願いします。ありがとうございました。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>一番後ろの土曜教育推進委員、土曜教育サポーターとか土曜教育コーディネーターについてなんですけれども、それぞれ今地域コーディネーターと言われている部分のところと重複というか、推進員という形になってくれば、この土曜教育推進員というのは、それぞれの内容を説明していただきたいんですけれども。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>議案第22号の一番後ろに、支払い基準ということで、それぞれの区分ごとに活動内容と金額を載せております。それをもとにご説明させていただきます。</p> <p>まず、土曜教育推進員というのは、まさに土曜の活動の先生役になってくれる方で、実際の子供たちの指導をお願いしております。そういう方には2,000円ないし1,000円の謝金をお支払いしたいということです。</p> <p>土曜教育サポーターは、実際の指導はしないんだけど、子供たちの安全管理とかそういうものをお手伝いしていただく方で、これは1日1,200円というような謝金の例にしております。</p> <p>この最後の土曜教育コーディネーターが先ほどから申しております地域学校協働活動推進員と同じ人、兼ねるといふ形に考えておまして、例えばひたち野うしく小ですと芦田委員に推進員をお願いしておりますが、芦田委員は土曜教育コーディネーターでもあるというようにご理解をいただければと思ひます。謝金はコーディネーター、推進員の謝金と同額というふうにしてあります。</p>

教育長	<p>ということは、地域学校協働活動推進員と土曜教育コーディネーターというのは、同じ人がやってもいいんですね。</p>
放課後対策課長	<p>原則、同じ人にやってもらうということです。</p>
教育長	<p>似たようなことをやっても、お金の出どころが違ってくるということですか。</p>
放課後対策課長	<p>これも、土曜の活動に対して年額12万円の上限。それから、先ほど申し上げた推進員は、土曜の活動を除いたもので12万円の上限というような形にして、もし合わせれば上限24万円というような活動になります。</p> <p>わざわざ分けておりますのは、土曜の活動は国、県からの補助金をいただいてやっているものですから、土曜の活動とその他の活動ということで、分けて整理をしておきたいという趣旨でございます。</p>
教育長	<p>国の補助金の関係だから分けるんですか。</p>
放課後対策課長	<p>補助金の関係もありますので、分けておきたいということです。</p>
教育長	<p>いっぱい名前が出てきて、非常にわかりづらいというのが皆さんのご意見だと思うんです。ぜひ、外部の方々に丁寧に説明しないと、きっと一気に説明されてもなかなかわかりづらいので、丁寧に説明するなり図を書くなり、模式図を書くなりしながら説明してあげたほうがきっとわかりやすいのかと思いますので、またご検討よろしく申し上げます。</p> <p>議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号について出席委員全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第23号「牛久市教育委員会一般職非常勤職員任用管理規則の一部を改正する規則について」、事務局よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第23号は、牛久市教育委員会一般職非常勤職員任用管理規則の一部を改正する規則であります。規則の中にあります別表のスクールアシスタントの欄の下、一番末尾になりますが、こちらに施設管理人という職種を加えます。今現在職種としては事務職員、司書、幼稚園教諭、用務員、調理員、栄養士、スクールアシスタント、7つの職種が書いてあります。ここに8つ目の施設管理人を加えます。</p> <p>金額が2つあるのは、左側が1時間当たりの報酬額、右側が限度額ということで、900円から1,100円の範囲で雇うということでございます。具体的</p>

	<p>には、雲魚亭の管理人を予定しているということなのですが、これまで市長部局の規則を流用して使っておりまして、このあたりを是正するものです。以上です。</p> <p>議案第23号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第24号「牛久市教育委員会防犯カメラ設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
スポーツ推進課長	<p>こちらは運動公園体育館に新たに防犯カメラを1台追加設置いたしました。1枚めくっていただきまして、別表をごらんください。別表上の段の、2行ございますが、下の段が3行にふえております。この真ん中の行を追加いたしまして、体育館北側通路を映す防犯カメラを屋外から北側の通用口に向かって設置しております。これを追加するものでございます。以上です。</p>
教育長	<p>質問等ありましたらお願いします。</p>
石井教育長職務代理者	<p>総数は何台ぐらいになりますか。</p>
スポーツ推進課長	<p>体育館で12台です。</p> <p>議案第24号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第25号「牛久市指定文化財の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
文化芸術課長	<p>平成29年8月21日付で諮問いたしました市指定文化財指定候補であります牛久市教育委員会所有の牛久藩大名行列図鑑につきまして、平成30年3月5日の市文化財保護審議会におきまして、文化財保護条例第4条に基づき、牛久市指定文化財にふさわしいとの答申を受けました。この牛久藩大名行列図鑑につきましては、諮問の際にもご説明させていただきましたが、牛久藩主山口家に伝来した図鑑で、牛久藩の大名行列を描いたものでございます。江戸300藩の中でもこういった大名行列図が残っているものは1割にも満たないという中で、非常に希少性もありますし、まして牛久藩のような1万石の小さなと</p>

<p>教育長</p>	<p>ころで残っているのは本当に、非常にまれだということが評価されております。</p> <p>以上のことによりまして、当藩の大名行列を詳細に描いた本図は牛久の歴史を知る上で大変貴重な資料でございますので、この貴重な資料を適切に後世に伝えるため、市指定文化財に指定をお願いするものです。よろしくお願いいたします。</p> <p>質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>石井教育長職務 代理者</p>	<p>指定については全く異論がないんですが、公開ということは考えていらっしゃいますか。</p>
<p>文化芸術課長</p>	<p>レプリカなんかもつくってございますので、そういったものは常時できますし、もちろん本物も定期的に公開はもちろん考えております。</p> <p>議案第25号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、議案第26号「平成30年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第26号は、平成30年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についてでございます。今回、学校医が2名、学校歯科医が1名、学校薬剤師1名の計4名の方が退任の意向を示されまして、それぞれ牛久市医師会、牛久市歯科医師会及び学校薬剤師会に変更の推薦をいただきまして、こちらになっております。まず、牛久小が学校医で高野クリニックの高野信孝先生が、ひたち野ファミリークリニックの高野恵輔先生に変更。牛久第二小学校は、学校歯科医でございます。渡辺歯科医院の渡部洋一先生から、古谷歯科クリニックの古谷泰延先生。次に、牛久第二中学校、こちらは学校医でございます。長年やっております真木クリニックの真木博幸先生が、オアシス脳神経クリニックの小池右先生に変更でございます。</p> <p>最後に牛久南中学校で、学校薬剤師、ひたち野薬局東店の月井智史薬剤師の方から、むぎのほ薬局ひたち野店の石岡晴代薬剤師に変更ということで推薦をいただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議案第26号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>

教育長	<p>続いて、議案第27号「牛久市いじめ防止基本方針の改定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
指導課長	<p>議案第27号、牛久市いじめ防止基本方針の改定についてでございます。</p> <p>平成25年10月に設置されました国の「いじめ防止等の基本方針」、こちらが平成29年3月14日に改定されました。これを受けて、本市においても平成27年10月に策定しました「牛久市いじめ防止基本方針」の見直しを行ったものが、今回の改定でございます。見直しにつきましては、文科省の指導に基づいて、6項目に絞って行いました。</p> <p>資料を1枚めくっていただきますと、要点が載っているかと思えます。文部科学省の改定を受けて見直しを図った6項目については、主に追加した状況になってございます。</p> <p>まず1つ目が、第1章の基本的な考え方の中で、「けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとした。」、けんかやふざけ合いという文言が国から示されましたので、これを追加いたしました。第3章、教育委員会の取り組み、これにつきましては、まず1つ目が「法や「市の基本方針」について、PTAと連携を図りながら周知することとした。」、この文言につきましては、市の基本方針についてこれまでの周知は行っておりましたが、PTAとの連携、この文言が国のほうで出されましたので追加いたしました。</p> <p>また、もう一点が、7ページ、「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけさせ、学校の取組をその評価結果を踏まえて、市教委が指導助言するようにした。」、これにつきましては、取り組みの実施状況を学校評価に位置づけさせると、この文言が国のほうから出されております。学校評価の中にいじめに関する事項を入れなさいということがありましたので、この文言を入れてございます。</p> <p>第4章学校の取り組みについては、そこにあります3点。一つが「学校の教職員がいじめを発見した場合には、速やかにいじめ対策組織に報告し、いじめの情報共有を行うことをより一層周知・徹底することとした。」、ここにつきましては、情報共有ということが非常に重要だと出されましたので、対策組織に報告するだけでなく、情報共有という文言を追加しました。</p> <p>それから、8ページ、⑤については「いじめの未然防止に向けて道徳教育の充実を図ることとした。」、未然防止については、これまで言われていましたように道徳教育の充実が非常に重要でございまして、道徳の教科化につながっておりますので、この文言を加えました。</p> <p>それから、10ページ、「いじめの解消の定義を加え、安易にいじめ解消としないこととした。」と、いじめ解消の定義が国から示されましたので、いじめ解消というのはこういった定義であるということを出してございます。また、今回の修正に合わせまして、下にありますような細かな文言について</p>

<p>教育長</p>	<p>見直しをいたしまして、何点か修正してございます。主に「学び合い」という文言、誤解を招いたということもありましたので、「協同的な学習」であったり、「授業を通して」であったり、そういったところを、多少文言を見直させていただいております。</p> <p>今回のこの改定につきましては、2月21日に実施されました第3回いじめ問題専門委員会において専門家の方々からの助言をいただきまして、それを踏まえた改定となっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。</p> <p>質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>石井教育長職務 代理者</p>	<p>資料の中の4ページになりますか、基本方針案のほうの4ページの(3)基本姿勢のエの部分なんですけど、小中一貫した学び合いの授業づくりとあるんですけど、ここの学び合いについては問題にならないのかと思ったんですけど、一応ご確認願えればと思います。</p>
<p>指導課長</p>	<p>ここについて、見逃してしまいました。この学び合いという言葉につきましても、協同的な学習に修正ということで提案させていただきたいと思います。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>協同的な学習のところ、「同」っていう字が「働」と「同」、どっちが正しいんですか。「キョウドウ」って、「働」という字を使っているところがあると思うんですけども。4ページの2行目のところで、「協同的な学習」ってありますよね。その「協働」を使っているのは、ここだけではないと思うんです。</p>
<p>指導課長</p>	<p>これは、国のほうで示されている「キョウドウ」では、「働」という文言をよく使う状況がございまして、本市においては「同」という言葉で統一しながらやっているつもりでございまして、どこかに「働」がありましたでしょうか。</p>
<p>五十嵐委員</p>	<p>「働」は入っていなかったの、ただほかのところで「キョウドウ」っていうのを「働」っていう字が使われていたりしていたので。</p>
<p>指導課長</p>	<p>国では確かに「働」でございまして。ただ、本市において以前からやっている学び合いというところから下りてきている文言では「同」という文字を使うような流れでやってきました。意味合いとしては大きく変わるものではないと思いますが、どちらも使えると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>「キョウドウ」って3つあるんです。「協働」と、「協同」と、それからともにという「共同」と。「共同」はみんなでたどるみたいな感じなんです。「協働」のほうは目的に向かって達成していくみたいな感じなんです。</p> <p>何で「協同」を使ったかという、私たちご指導いただいている先生方は、そ</p>

	<p>の目的に向かって達成するという事以上に、仲間を大事にするとか、そういう意味がこっちに含まれているんだという解釈なんです。</p> <p>私たちの授業づくりは、課題を達成することプラス、仲間を大事にしたり集団を大事にするみたいなことも含まれているのはこっちの意味だというのがありまして、むしろいじめを防ぐという話になったときに、仲間を大事にしながら思いやりを持って取り組むみたいなものが含まれているこっちのほうがいじめを防ぐにはいいかというような話があったんです。</p> <p>でも、国は「働」なんです。きょうの課題を達成しましょうという解釈が多いんですが、いじめを撲滅という話とか、いじめを防ぐというところの「協働」がいいかとかいろいろ考えたんですが、語弊があればよろしくお願いします。</p> <p>今のように言われたときに、ちゃんと説明できるようにしておいたほうがいいかもしれません。</p>
指導課長	<p>言葉の定義として、本市においては協同的な学習という文言も、こちらの字でずっとやってきたものですから、先生型にとってもなじみがある言葉かという扱いです。</p>
五十嵐委員	<p>牛久市の教育方針としての思いが、この漢字のほうが適切であるということですね。</p>
教育長	<p>ただ、国は明確に「協働」を使っているんです。だから、そういうのもあるので、どちらがいいのかなと思います。</p>
後藤委員	<p>牛久市が指導助言いただいていた学術的な組織が、恐らく論文を何本も書いているんじゃないかと思います。つまり、教育学用語として彼らが示しているものをきちんと押さえておくということで事足りるような気がします。</p>
教育長	<p>「働」を書く先生と「同」を書く先生が、東大の私がアドバイスしていただいた先生が両方使うんです。なので、国の「協働」がわかりやすいとかといわれると難しいところがあるんです。</p>
五十嵐委員	<p>思いとしては同じなんですよね。</p>
教育長	<p>つまり、佐藤学先生は「同」を使い、秋田喜代美先生という大学の先生は「働」を使うんです。そうすると、おのおの違うのです。</p>
五十嵐委員	<p>学習というところでは「働」でいいのかもしれませんがね。</p>
芦田委員	<p>学習だけの問題ではないですよ。</p>

教育長	<p>ただ、「キョウドウ」的な学習なので、繰り合わせたほうがいいというのであれば、「働」のほうがいいでしょうか、皆さん。</p>
指導課長	<p>繰り合わせても特に大きな問題はないです。これまでは使ってきましたが、国に合わせるような方向性も少しずつ考えては来ているので、先ほどの放課後対策課からあった地域学校協働活動推進員なんていう文言でも「キョウドウ」は「協働」を使うんです。意味合いとしては、どちらも同じような意味合いであります。</p>
教育長	<p>では、国に合わせて「働」のほうがよいでしょうか。</p>
指導課長	<p>今回国に合わせた改定なものですから、そのほうがよろしいかというような気がします。</p>
教育長	<p>では、先ほどのようにいろいろな説明をするのであれば、必要としない国に合わせてほうがいいですか。後藤先生がおっしゃったように、学会の論文もこっちも共同も使っていますので。では、そういうことで。</p>
指導課長	<p>では、今後は国のほうに合わせた「働」で統一します。何かこだわりがあって出す場合には「同」を使う場面があるかもしれませんが、この方針の中では、誤解を招かないように国の文言に合わせた形でやりたいと思います。</p> <p>議案第27号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>続いて、議案第28号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」及び議案第29号「牛久市教育委員会事務決済規程の一部を改正する訓令について」、関連する議案ですので、事務局よりお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>議案第28号並びに議案第29号について説明をさせていただきます。これは、市長部局で担当しておりました青少年相談員事業が平成30年4月1日より教育委員会部局に移行されることに伴っての改正となっております。</p> <p>事業移行の要因としましては、青少年相談員が学校と地域のパイプ役となつて、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるようにと、相談活動や街頭におけるパトロール、通学路の巡回などで活動するなど、学校のサポート隊として地域の見守りに立っていらっしゃいます。</p> <p>また、県内市町村の青少年相談員事務局につきましては牛久市以外全て教育委員会が主催していることなどから、今回移行するものでございます。</p>

<p>教育長</p>	<p>それでは、第28号の牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてですが、こちらはその規則内の別表、1枚めくっていただきまして、別表中に生涯学習課の業務が記載されております。10項目あるところ、8番目の社会教育における人権に関することの次に、青少年の健全育成に関することという文言をつけ加えております。</p> <p>次に、議案第29号ですが、牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてですが、こちらも決裁規程の別表第2中、生涯学習課の専決事項がございます。こちらも7の生涯学習における家庭・人権・同和教育に関することの次に、青少年の健全育成に関することという項目を追加しております。</p> <p>以上が改正法となります。ご審議のほどお願いいたします。</p> <p>議案第28号、議案第29号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>続いて、議案第30号「牛久市立学校衛生管理者等設置規則の制定について」、事務局よりお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第30号は、牛久市立学校衛生管理者等設置規則の制定についてとなります。学校、職場の労働安全衛生につきましては今年度の議会で質問等も出ておりまして、ちょっと規則の制定が文言のチェック等を受けておりまして、年度末ぎりぎりになってしまいました。</p> <p>今回の中根小学校が職場として、50名は確実に超えているということで、労働安全衛生法で衛生委員会というのをつくらなくてはいけないという形になります。その中の構成員として、総括管理者という方と産業医と衛生管理者という3つの役割が必要になってきます。それぞれの方々を規定した規則になります。総括管理者は、当然学校長になります。産業医は、医師のうちから教育委員会が選任ということなんですが、こちらについては今現在牛久市の医師会に打診をしたんですが、なかなか一般のお医者さんで産業医までの資格を持っている方がいないということで、市のほうでは牛久愛和総合病院の先生を出していただいていますので、決まってから交渉に行ってまいります。あと、衛生管理者という立場の方は恐らく副校長または教頭があたってくるという形になります。後ろのほうに管理組織図がございます。総括管理者が上において、産業医と衛生管理者という形になってまいります。</p> <p>職員の労働安全を確保し、健康障害を防止する。快適な職場環境の形成を促進するということを目的として、職場遵守または健康障害を防止するための必要な措置等を講じるということでございます。市のほうでは毎年ストレスチェックなどというものを行っておりまして、学校の教職員も全員やっていますが、産業医の先生が必要に応じて相談を受けるというような体制をとって</p>

<p>教育長</p>	<p>きます。もちろん今現在は教職員も頼めば市の産業医に相談を受けられる体制はとっております。これは別契約でお金を単価で払ってやるという形の状況にはなっておりますが、今度中根小だけについては産業医がつくという形になります。教育委員会全体の産業医ではございません。以上です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第30号のご質問等ありますでしょうか。</p>
<p>石井教育長職務 代理者</p>	<p>中根小学校の管理組織なんですが、下のほうに中根小学校衛生委員会の委員とありますので、この委員については産業医の先生と校長と副校長の3名で構成されるということですね。その下の衛生推進者についてはここでは指名されていない。一番下の衛生推進者っていうのがあるんですが、これについては指名されていないということですか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>今回のこの規則ではこの3つの職種だけを定めれば十分というような、人事課との打ち合わせの中で、こういう作りになっております。</p>
<p>教育長</p>	<p>衛生推進者はいなくてもいいということですね。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>こちらの委員4名を推薦していただきたいということでございます。副校長と教頭が両方いますので、そういった形で今回は動くということで、下の委員はその補助的な立場ということですので、任命をしなくてもいいということでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これは副校長または教頭ではなくて、2人という意味ですか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>そうです。</p> <p>議案第30号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>続きまして、議案第31号「牛久市青少年相談員規則の制定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>それでは、議案第31号ですが、牛久市青少年相談員規則の制定についてでございます。こちら、先ほど申し上げましたとおり、青少年相談員事業が市長部局から教育委員会部局へ移行されることに伴いまして、新たに教育委員会で制定するものでございます。</p> <p>内容等につきましてはこれまでと変わりはなく、文言として変わる部分とし</p>

	<p>ましては、第2条の第2項、「相談員は、市内の有志とし、教育委員会が委嘱する。」という文言です。これは、以前は市長が委嘱するというものになっておりました。あとは、様式第3号の身分証明書、こちらのほうに教育委員会という文言が入っております。こちらも、牛久市長から教育委員会に変更されております。あとの内容等については、変更等はございません。以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>この規則はいつからスタートするのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>4月1日からです。</p>
教育長	<p>そうすると、4月1日に一斉に委嘱が入るのですか。</p>
生涯学習課長	<p>今継続の方とかを調査しておりますので、ちょっと間に合わないかもしれないです。</p>
教育長	<p>継続の方は、市長の委嘱だったんですか。</p>
生涯学習課長	<p>今まで市長の委嘱でした。それを4月1日から教育委員会に委嘱するということです。</p>
教育長	<p>そうすると、全員委嘱状を取りかえるわけですね。それでは、また4月の定例会で出てきますね。</p>
	<p>議案第31号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、報告9号「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
放課後対策課長	<p>報告第9号は、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでありまして、児童クラブへの入級申請に際し、保護者から提出していただいております勤務証明書の様式の変更を行うものです。勤務証明書につきましては、同様の趣旨から、福祉事務所所管の保育園の運営申請に対しても提出をいただいているところですが、これまでは様式が別々の様式を使用していたため、児童クラブと保育園の両方の利用を希望する一部の保護者の方から、利便性の向上のため様式を統一してほしい旨のご意見をいただいております。</p>

<p>教育長</p>	<p>そこで、保育園所管課との協議の上、それぞれ必要たる事項を記入できる様式の統一化を図りまして、平成30年度4月1日から運用するための規則の改正を行いましたので、報告させていただきます。以上でございます。</p> <p>次に、報告第10号「牛久市教育支援委員会答申について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができます。本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p>
<p>委員長</p>	<p>以上で委員会の非公開を解除します。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>続いて、各課からの連絡がありましたらお願いいたします。</p> <p>(各課連絡)</p>
<p>教育長</p>	<p>以上で3月定例会を終了いたします。次回の定例会は4月16日、市役所本庁舎第3会議室、午後1時30分の開催となります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>